

土地改良区だより

田んぼへ水を!! 放流を続けた栃ヶ原ダム < 第 30 号 >

7月中旬 貯水率100%



9月初旬 貯水率1.7%



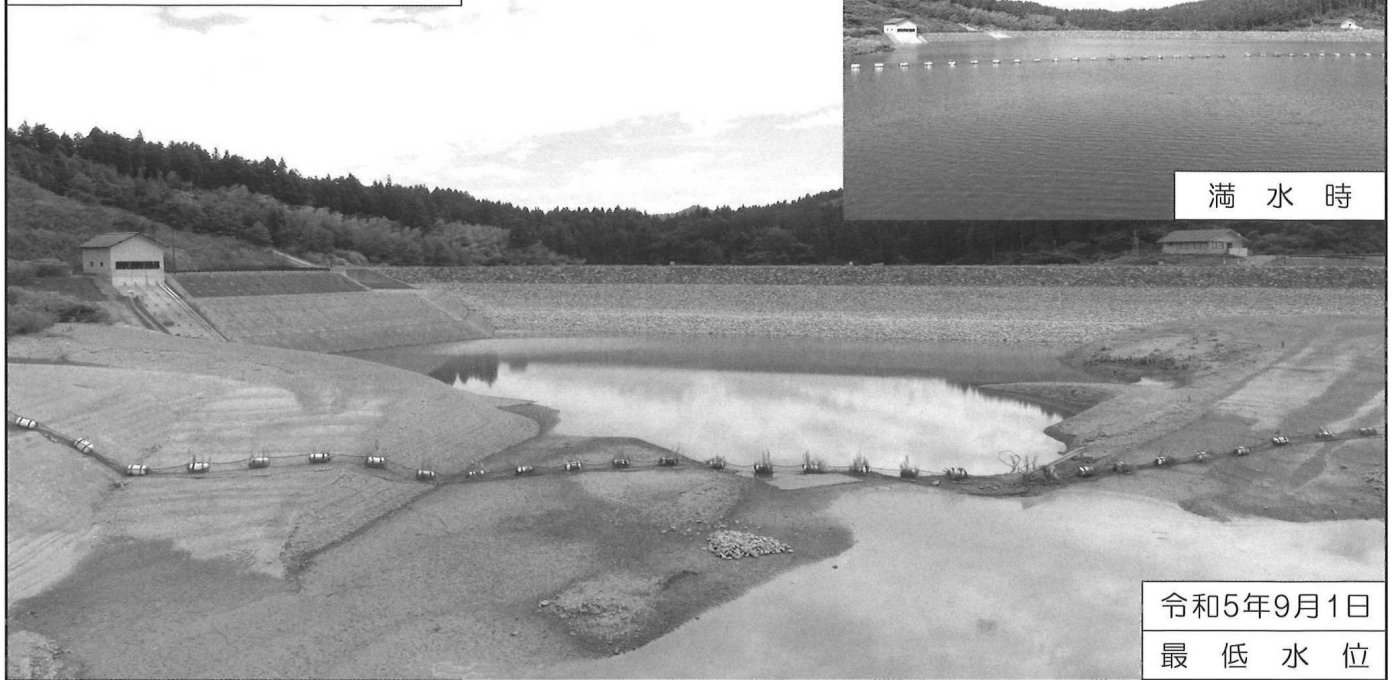
発行者
柏崎土地改良区

柏崎市三和町 8 番 1 9 号
TEL代表 (0257) 22-3855
FAX (0257) 22-2613

令和 5年 12月 18日 発行

後谷ダム

別山大橋より堤体を望む



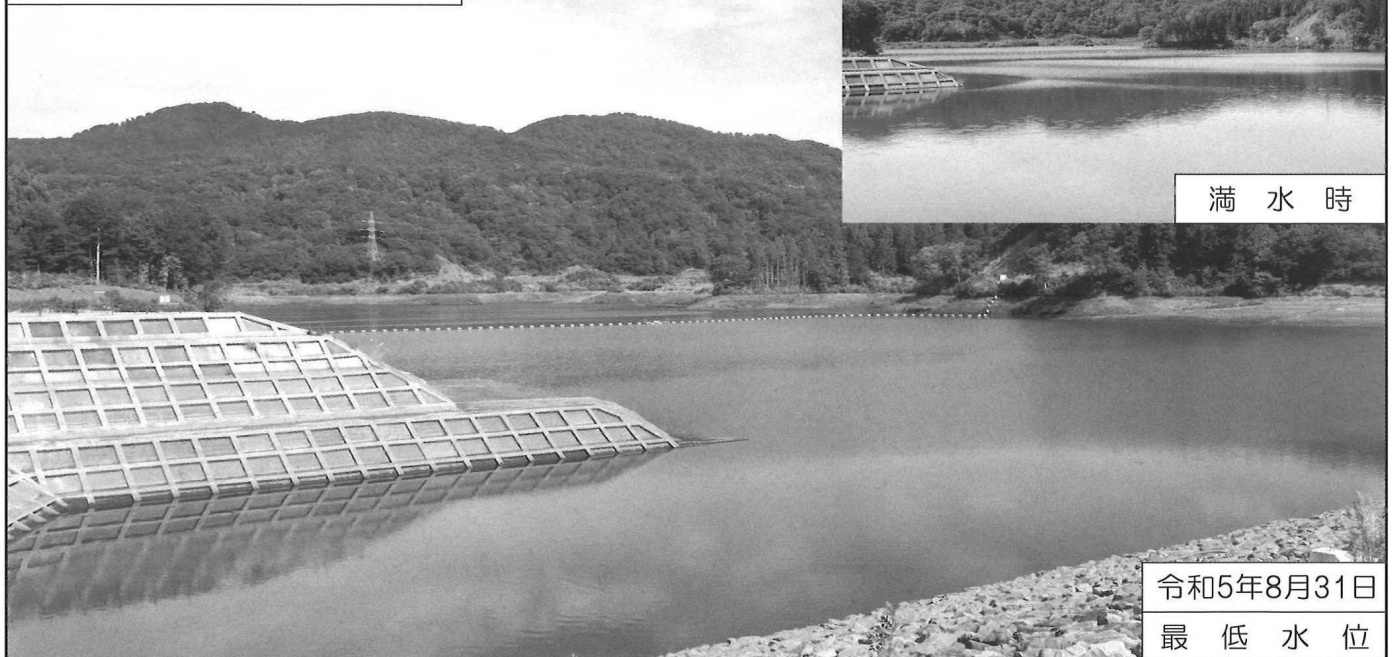
満水時

令和5年9月1日

最低水位

市野新田ダム

堤体よりダム湖を望む



満水時

令和5年8月31日

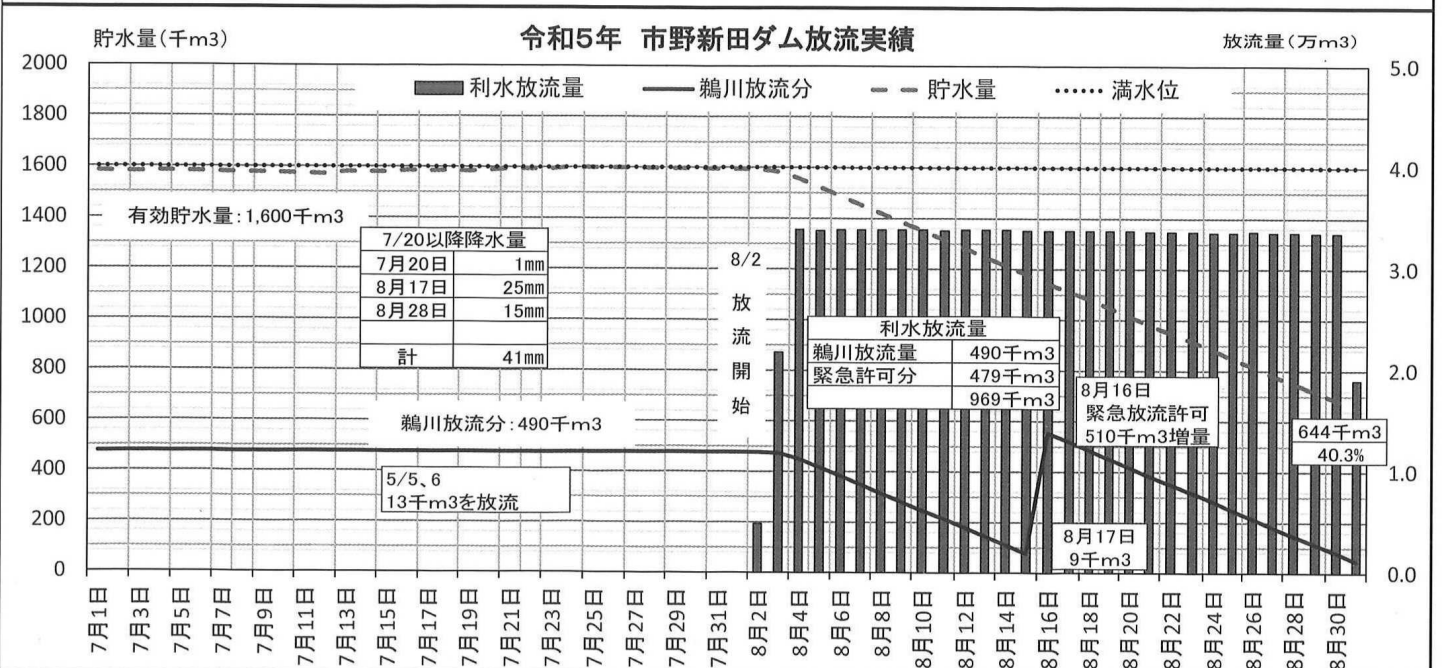
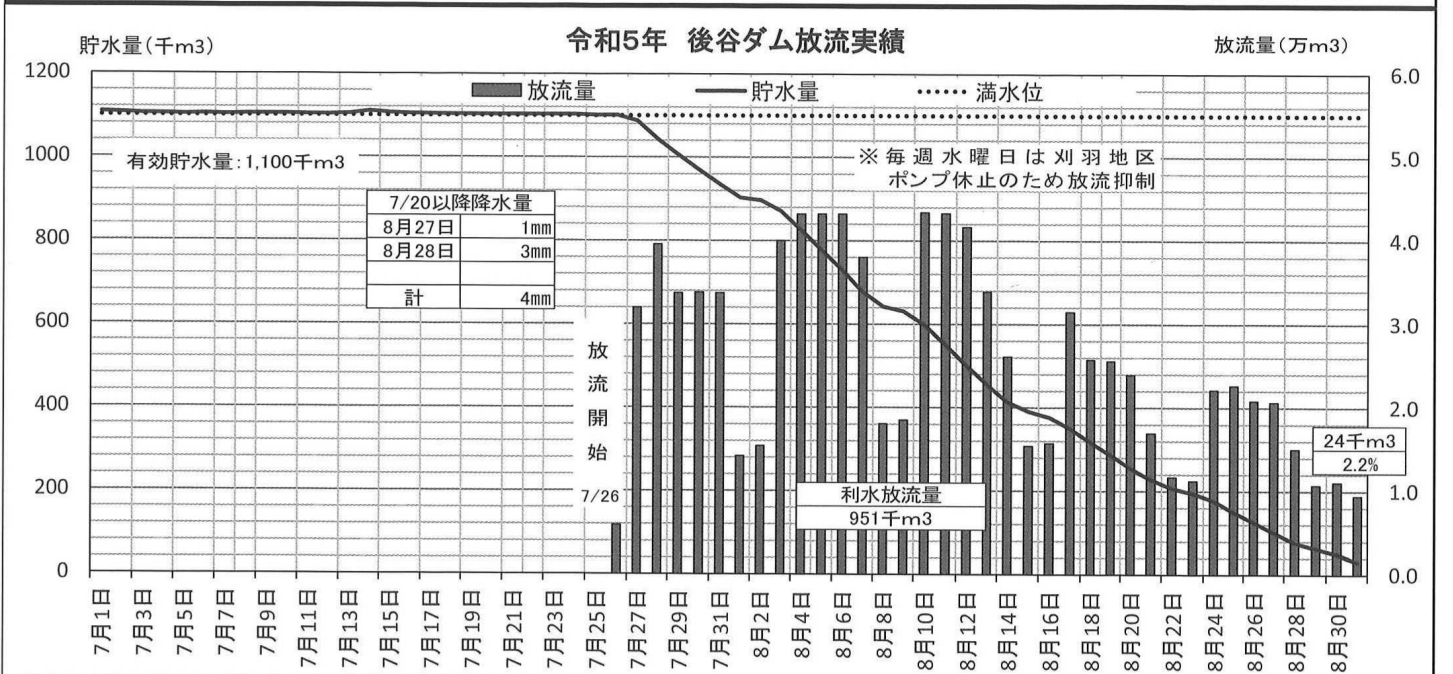
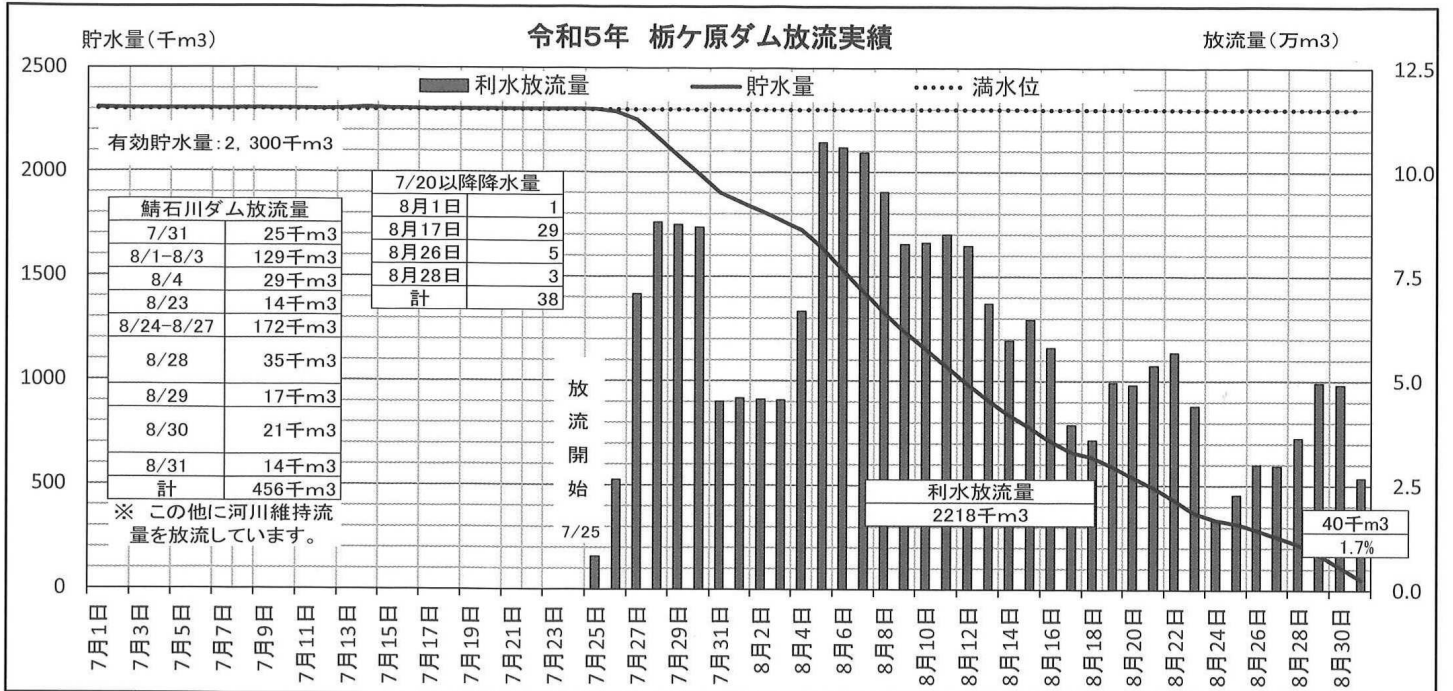
最低水位

令和5年は、例年より2日早い7月21日に梅雨が明け、その後に干天と高温に見舞われ大変厳しい年となりました。ダムからの放流は栃ケ原ダム7月25日、後谷ダム7月26日より開始しましたが、お盆過ぎまで殆ど雨が降らなかったことから河川の流量が著しく少なく、その分もダムからの放流で補わなければならない状況となりました。更にダムの放流期間の最後(8月31日)まで放流の継続を図るため細心の注意を払い操作を行いました。

栃ケ原ダムでは鯖石川ダムとの放流量の調整、頭首工の夜間取水の抑制、後谷ダムでは各頭首工での取水に合わせた放流に努めました。

市野新田ダムでは、鶴川への放流分として490千m³の割当があり、例年通り8月2日より2週間放流を行う予定でしたが、放流を停止すると頭首工からの取水が困難になる恐れがあることから国の出先事務所を通じ、河川管理者へ放流量の増量について緊急の要請を行い、許可を受けて8月31日までの放流を継続することが出来ました。

令和5年度 国営ダム放流実績

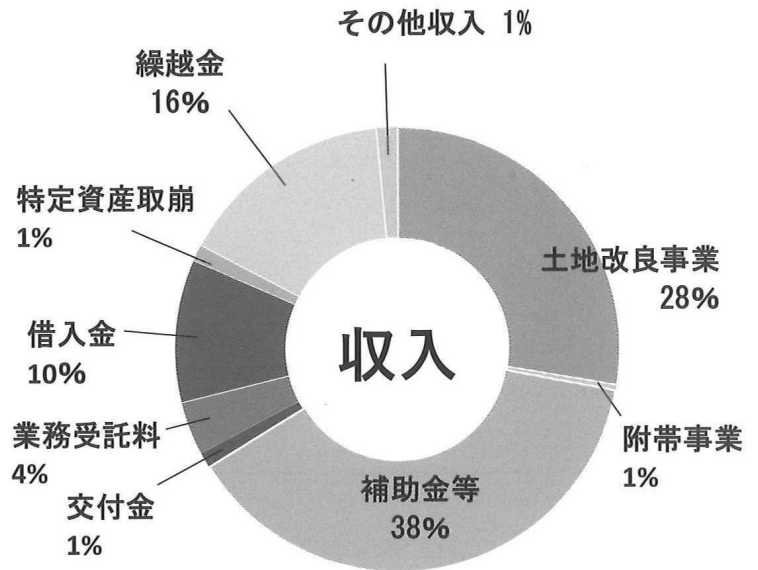


令和4年度決算報告

令和4年度決算は次のとおりです。

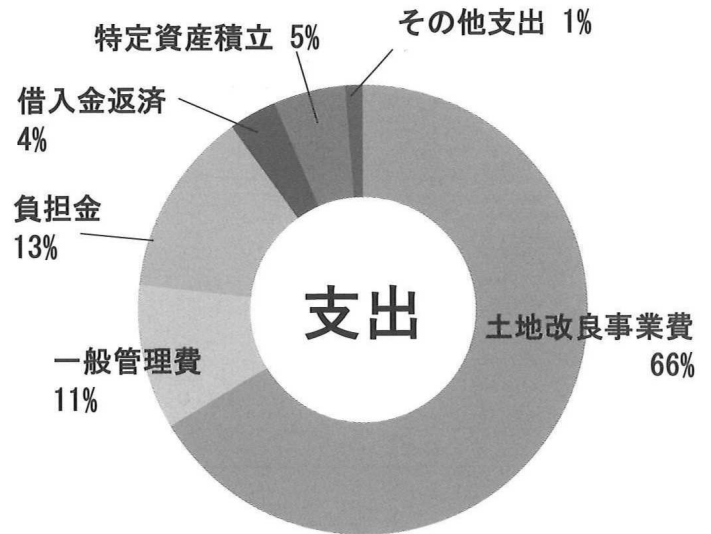
単位:千円

収入	内容	決算額
土地改良事業	組合費・地元負担金等	208,715
附帯事業	他目的使用料等	2,024
補助金等	国県市村補助金等	288,816
交付金	適正化事業交付金	8,100
業務受託料	換地・施設操作受託等	29,177
借入金	長期借入金	78,945
特定資産取崩	積立金取崩	8,720
繰越金	前年度繰越金	119,172
その他収入	利息・未収賦課金他	10,886
収入総額		754,555



単位:千円

支出	内容	決算額
土地改良事業費	工事・管理等	403,722
一般管理費	運営事務費	63,334
負担金	県営事業の分担金等	81,166
借入金返済	長期借入金の返済	20,742
特定資産積立	積立金	31,668
その他支出	借入金利息・予備費他	7,465
支出総額		608,097



○積立資産（令和4年度末）

単位:千円

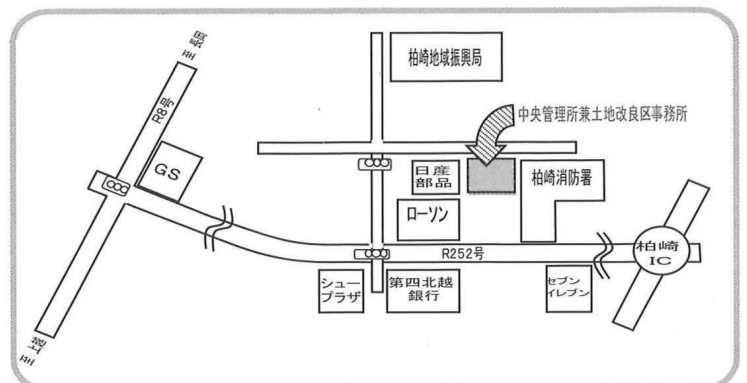
財政調整積立資産	252,888
転用決済金積立資産	11,103
施設更新積立資産	301,103
役員退任慰労金積立資産	1,404
職員退職給付引当積立資産	60,973
合計	627,471

～土地改良区事務所 案内図～

〒945-0034 柏崎市三和町8番19号

TEL(0257)22-3855

FAX(0257)22-2613



ホームページも、よかったら覗いてみて下さい。

<http://www.kashiwazaki-dokai.jp/>



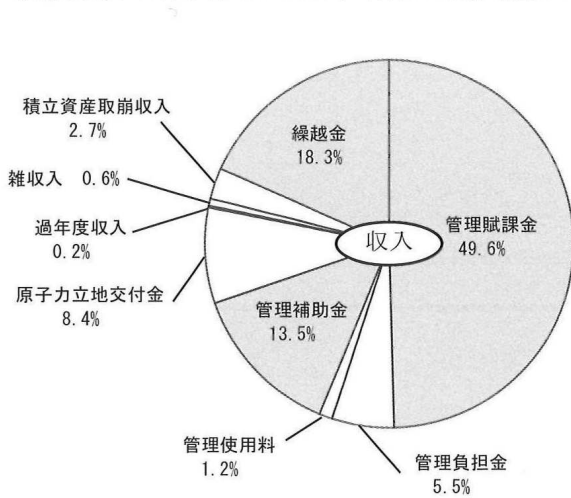
令和4年度決算 維持管理事業関係 130,402千円

通常管理事業 129,985千円

管理地区数 41地区 (受益 3,006.9ha)

管理施設 ダム3箇所・頭首工・揚水機場・幹線水路他

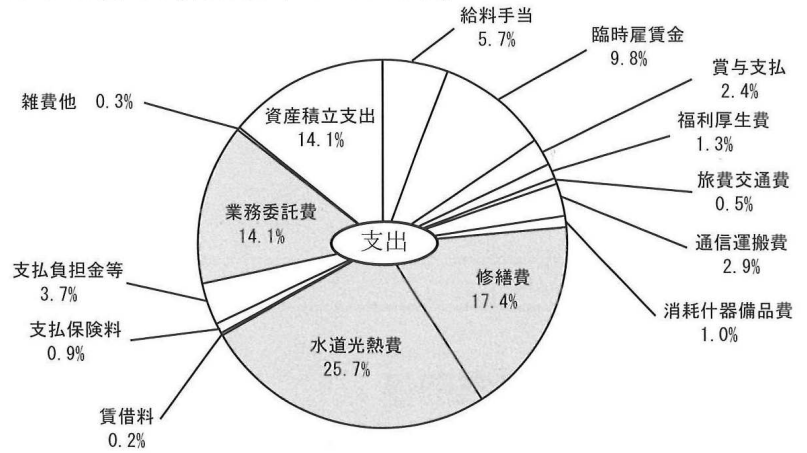
収入から支出を差し引いた形式収支は33,379千円で令和5年度へ繰り越しています。既存施設の通常管理のほか、将来の施設補修に充てるため積立を積極的に行っています。



管理賦課金	81,046
管理負担金	8,932
管理使用料	1,879
管理補助金	22,077
原子力立地交付金	13,714
過年度収入	273
雑収入	1,025
施設更新積立資産取崩収入	4,488
維持管理費 繰越金	29,930

収入合計 163,364

単位：千円



給料手当	7,433
臨時雇賃金	12,760
賞与支払	3,090
福利厚生費	1,692
旅費交通費	680
通信運搬費	3,707
消耗什器備品費	1,292
修繕費	22,631
水道光熱費	33,468
賃借料	283
支払保険料	1,166
支給負担金等	4,798
業務委託費	18,338
雑費他	337
施設更新積立資産積立支出	18,310

支出合計 129,985

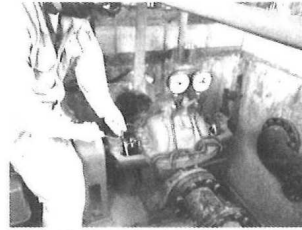
単位：千円



江浚委託 (藤井堰西江地区)



水穴堰開閉器修繕(別俣地区)



グランドボックス交換(西割地区)



排水ゲート修繕(小坂堰地区)

修繕支援業務 417千円

土地改良区管理外となっている施設の小規模補修を1地区実施しました。

添架管の経年劣化による摩耗が確認されましたので、塗裝修繕を行いました。



添架管塗裝修繕(平井集落)

不法投棄はやめましょう！！

用水路におけるゴミの撤去作業に多くの労力を要しています。

またポンプなどの機械類にゴミが入ると故障の原因にもなります。

不法投棄を行わないようご協力をお願いいたします！



令和4年度の事業実施状況

(1) かんがい排水事業（国営ダム用水関連）

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
柏崎1期	柏崎刈羽西山	県営かんがい排水事業	231,700	《山口堰》 宮川江揚水機場工、上屋工、機場工 1.0式 宮川江用水路工 L=857.4m 幹線用水路工(推進工) L=92.5m 幹線用水路工 L=837.6m
				《新田堰》 河川協議資料作成 1.0式
1地区		計	231,700	

(2) ほ場整備事業関係

【実施地区】

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
高田南部 【実施8年目】	柏崎	県営経営体育成事業	29,900	完了整備 1.0式 【事業完了】
		団体営土地利用調整事業	1,300	担い手への農地集積及び推進活動 【事業完了】
五日市・内方 【実施7年目】	西山	県営経営体育成事業	160,000	《大坪》区画整理（1～3次）A=5.8ha
		団体営土地利用調整事業	760	担い手への農地集積及び推進活動
長嶺 【実施7年目】	西山	県営経営体育成事業	41,000	暗渠排水（3次）A=7.7ha
		団体営土地利用調整事業	920	担い手への農地集積及び推進活動
畔屋 【実施5年目】	柏崎	県営経営体育成事業	100,000	区画整理（6次）A=1.8ha、暗渠排水（1次）A=9.1ha
		団体営土地利用調整事業	980	担い手への農地集積及び推進活動
本条 【実施5年目】	柏崎	県営経営体育成事業	79,000	区画整理（7～8次）1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,180	担い手への農地集積及び推進活動
黒滝 【実施3年目】	柏崎	県営経営体育成事業	220,000	区画整理（1次）A=14.2ha、家屋調査1.0式
		団体営土地利用調整事業	900	担い手への農地集積及び推進活動
和田 【実施3年目】	西山	県営経営体育成事業	174,000	区画整理（1～2次）A=10.7ha、家屋調査1.0式
		団体営土地利用調整事業	760	担い手への農地集積及び推進活動
中鯖石南部 【実施2年目】	柏崎	県営経営体育成事業	57,000	実施設計、家屋調査 1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,500	担い手への農地集積及び推進活動
山口 【実施2年目】	柏崎	県営経営体育成事業	199,100	区画整理（1次）A=11.2ha、家屋調査1.0式
		団体営土地利用調整事業	800	担い手への農地集積及び推進活動
矢田 【実施1年目】	柏崎	県営経営体育成事業 (機構関連)	110,000	実施設計、境界測量等 1.0式
		団体営土地利用調整事業	900	担い手への農地集積及び推進活動
10地区		計	1,180,000	

【調査地区】

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
安田 【県営調査3年目】	柏崎	県営調査計画	12,200	事業計画概要書作成業務 1.0式
		団体営換地等調整事業	2,148	換地等事前調査業務 1.0式

西山中部 【県営調査1年目】	西山	県営調査計画	6,200	事業計画概要書作成業務 1.0式
		団体営調査設計事業	2,800	ほ場計画策定業務 1.0式
		団体営換地等調整事業	609	換地等事前調査業務 1.0式
		市単独補助事業	2,280	地形図作成業務 1.0式
高田西部 【県営調査1年目】	柏崎	県営調査計画	1,000	現況水利施設調査 1.0式
第2別荘 【県営調査1年目】	柏崎	県営調査計画	12,000	事業計画概要書作成業務 1.0式
		団体営換地等調整事業	755	換地等事前調査業務 1.0式
		市単独補助事業	3,300	地形図作成業務 1.0式
久之木	柏崎	団体営調査設計事業	3,000	ほ場計画策定業務 1.0式
平井	柏崎	団体営調査設計事業	3,000	現況水利施設調査 1.0式
6地区		計	49,292	

【促進費交付地区】

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
善根	柏崎	高度経営体集積促進事業	4,034	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
下田尻	柏崎		2,520	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
山室	柏崎		3,788	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
3地区		計	10,342	

(3) ため池等整備事業

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
矢田	柏崎	県営ため池等整備事業	33,000	用水路工（トンネル） L=260m 【事業完了】
本村大池	柏崎		2,759	ため池護岸工 1.0式
立合堰	西山		13,900	実施設計 1.0式
3地区		計	49,659	

(4) その他（団体営・県単・村単）関係事業

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
東部第1機場 他	刈羽	村単独補助事業	151,459	東部第1揚水機場、枯木揚水機場 電気設備更新1.0式 他
荒井用水路2期	柏崎	長寿命化・防災減災事業	5,000	荒井用水路工(2次) L=103m
山室	柏崎	耕作条件改善事業	2,200	法面土留工 1.0式
和田西大池	西山	農業水利施設 保全合理化事業	8,000	施設改修計画策定業務 1.0式
為戸	柏崎		8,000	施設改修計画策定業務 1.0式
鳥の子入	柏崎		8,000	施設改修計画策定業務 1.0式
山王入	柏崎		8,000	施設改修計画策定業務 1.0式
別山川水管橋	西山		15,279	耐震・診断業務 1.0式
剣	柏崎		3,500	農道路肩舗装工事 1.0式
東条	柏崎	県単事業	2,046	家則関下揚水機場 主ポンプ更新工事 1.0式
鎌田	西山		1,727	鎌田第3揚水機場 ポンプ配管修繕工事 1.0式
突発	—		7,469	突発故障施設復旧工 3施設
12地区		計	220,680	

(5) 維持管理適正化事業（令和4年度実施地区）

単位：千円

地区名	事業費	主な実施内容とその説明
善根揚水機場	(柏崎) 9,000	善根(飛岡)揚水機場 1号ポンプ取替工 1.0式
1地区	計 9,000	

第16回臨時総代会開催

11月20日、柏崎市産業文化会館において第16回臨時総代会が開催されました。

令和4年度決算を中心に、令和5年度補正予算、総代会における書面議決の導入、定款変更等17議案が全て可決されました。

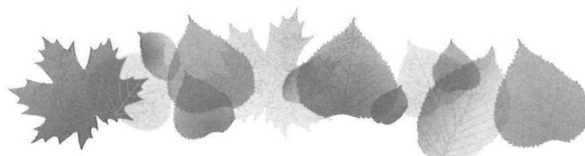
(決算報告は4頁)



議長：(農)井岡ファーム五十嵐篤氏
(第5選挙区刈羽村井岡)

総代定数：80名 (現在数79名)

出席者：61名 出席率 77.2%



総代・役員定数削減を 検討しています



現総代の任期は、令和7年5月24日までです。現役員任期は、同じ年の6月26日までです。それ以後新しく就任される総代・役員定数を減らす審議が、令和5年度第1回理事会より慎重に重ねられています。

第16回臨時総代会冒頭の開会挨拶の中で、三富理事長より未収賦課金解消へ向けた取り組み、経費削減の大切さと共に、総代・役員定数削減の検討報告がありました。

皆様からのご意見を是非お寄せください。

賦課金の納入は、口座振替が便利です。

取扱い金融機関

下記の金融機関から口座振替ができます。

- 農業協同組合…JAバンク新潟
- 銀行…第四北越銀行、大光銀行
- 信用金庫…柏崎信用金庫
- 信用組合…新潟縣信用組合、
新潟大栄信用組合
- 労働金庫…新潟県労働金庫
- 郵便局…全国のゆうちょ銀行



農業所得申告について

1年間にかかった土地改良区費をお知らせします。必要な方はご連絡ください。

賦課金領収証の発行について

令和4年度より、賦課金の領収証は現金納付を除いて原則として発行せず、ご希望の方のみ発行いたしております。

必要な方は土地改良区までご連絡下さい。(第13回通常総代会にて議決)



滞納整理を実施しています。

- ・令和5年度では、4件の差押えの手続きを進めています。

賦課金の納入には、ほとんどの組合員の方からご理解いただき、納期限内に納めていただいております。今後も他の組合員の方との公平性を保つために、滞納処分が実施されます。

【差押えの対象となるもの】

預貯金、給与、賞与、生命保険、土地、建物、自動車、その他動産など

滞納されている方は、滞納処分の対象となりますので速やかに納入して下さい。
分割納入など、賦課金の納入のご相談は 総務課 ☎0257-22-3855 まで

[法務省情報]

- ◆相続登記の申請の義務化 (詳細は法務省ホームページをご覧ください。)

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化^(※)されることになりました。

※正当な理由がなく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

土地改良区にも、忘れずに組合員及び所有者の変更手続きをお願いいたします。

組合員のみなさまへお知らせ

☑チェックがつけば届出を！！ 締め切りは3月末です

📎 組合員に変更があるとき

- ☐ 農地の移動（売買、耕作権の移動等）
 - ☐ 組合員の名義変更（死亡による相続、老齢等での経営移譲）
 - ☐ 組合員の住所や電話番号の変更
- 「組合員資格得喪通知書」を提出して下さい。用紙は土地改良区にあります。
*口座振替をご利用中の方は、併せて口座変更の手続きをお願いします。



📎 農地を転用するとき

- ☐ 農地を農地以外(宅地、山林等)にするとき
 - ☐ 使用目的を変更するとき(田から畑へ)
 - ☐ 公共事業で用地買収されたとき(道路等)
- 手続きに必要な用紙は土地改良区にあります。



届け出用紙は、当改良区ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.kashiwazaki-dokai.jp/>)



ご確認ください!! 滞納賦課金は新資格者が負担

滞納賦課金のある農地の権利を取得する場合は、土地改良区法第42条の規定により、新しい資格者にその納入義務が生じます。競売の場合も同様です。トラブルを避けるためにも、必ず土地改良区に確認をお願いします。

他の公的機関(市役所・役場・農協・法務局など)で手続きを行っても、土地改良区に手続きがなければ台帳は修正されませんのでご注意ください。

